

もしも、事故を起こしてしまったら……

気軽に乗れる自転車も道路交通法上は「**軽車両**」です。自転車事故を起こし、相手にケガを負わせてしまった場合には、次の責任を負います。

このうち「民事上の責任」では、被害者に対し事故加害者として以下の判決例のように**数千万円もの賠償金**を支払わなくてはならない場合もあります。

刑事上の責任	民事上の責任
相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。	被害者に対する損害賠償責任を負います。

このほか、被害者を見舞い、誠実に謝罪するという「道義的な責任」も負います。

賠償額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所/平成25年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 (東京地方裁判所/平成20年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所/平成15年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所/平成19年4月11日判決)
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。 (東京地方裁判所/平成17年9月14日判決)

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

日本損害保険協会調べ

「もしもの事故」には、損害保険で備えることができます。

自転車事故による損害賠償責任や自分のケガには「損害保険」で備えることができます。相手への損害賠償責任は「**個人賠償責任保険**」、自分自身のケガは「**傷害保険**」でそれぞれ補償されます。なお、**個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険などに特約としてセットして契約することが一般的です**。既にご契約の損害保険がある場合には、特約の有無について保険証券などで確認しておきましょう。

自転車事故に備えるための保険

保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(モノ)	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○

- 個人賠償責任保険では、自転車のほか日常生活における事故も補償対象となります。
- 傷害保険には、交通事故によるケガのみを補償するタイプもあります。
- 業務で自転車を使用中に起こした事故は個人賠償責任保険では補償されません。事業主が事業者用の賠償責任保険に加入する必要がありますので、ご注意ください。

<補償内容のご確認にあたってご注意いただきたいこと>

- 新たな保険(特約)への加入をご検討される場合は、自転車を乗用される方またはそのご家族が既に補償内容が同種の損害保険に加入されていると、補償の重複が生じることがありますので、保険金額(支払限度額)、被保険者(補償の対象となる人)などの補償内容を十分ご確認ください。

宮城県内における自転車事故の実態

— あなたの身近に自転車の危険 —

※宮城県警2015.2現在データより



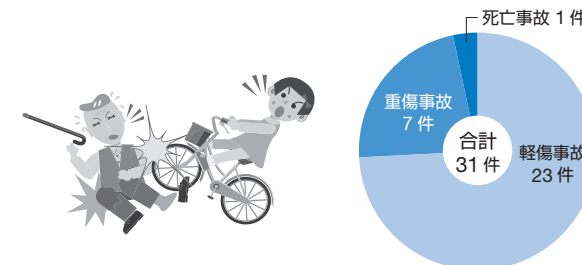
自転車による加害事故

注: 交通事故の当事者のうち、過失が最も重い者または過失が同程度の場合はケガの程度が軽い者を「第一当事者」という。第一当事者事故には、単独事故と単独事故以外の事故(主に加害事故)があるが、本リーフレットでは単独事故以外の第一当事者事故を「加害事故」と表示する。

現状1 宮城県内での自転車による加害事故うち1/4以上が重傷事故または死亡事故

2014年中に宮城県内で発生した自転車による加害事故は、前年より減少したものの右記のグラフのとおり31件発生しており、この加害事故のうち、その**1/4以上が重傷事故または死亡事故**となっています。自転車だからといって必ずしも軽微な事故とは限りません!

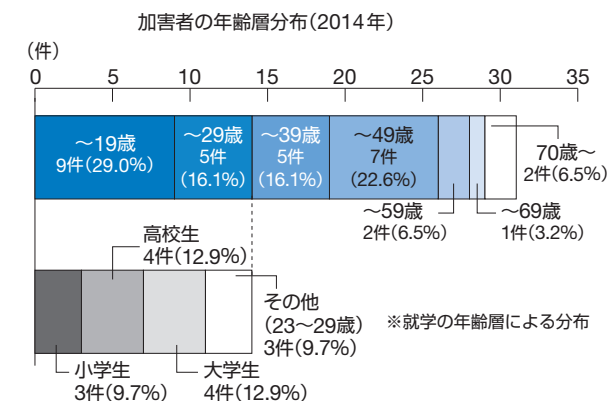
右グラフ: 自転車運転者による加害事故件数(2014年)



現状2 加害者は、高校生・大学生に相当する年齢層(16~22歳)で全体の1/4以上、小学生から大学生に相当する年齢層(7~22歳)で全体の35.5%

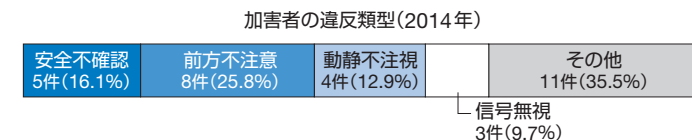
加害者の年齢層は、19歳までで全体の**29.0%**を占めています。特に高校生・大学生に相当する年齢層(16~22歳)は全体の**25.8%**を占め、**小学生から大学生に相当する年齢層(7~22歳)では全体の35.5%**を占めています。

加害事故では、被害者に対する損害賠償責任が発生することとなり、**加害者が子供であっても、責任が軽くなることはありません**。また、小学生のように一般的に責任能力が認められない場合には、親などの監督者が負うことになります。(最終ページ参照)
このほか、40代の加害事故も7件(2013年は2件)と増加しており、全体の22.6%を占めています。



現状3 加害事故の原因の大半は、安全意識の欠如! 重大な交通規則違反には刑事罰も。

加害事故(31件)は、安全不確認が5件、前方不注意が8件、動静不注視が4件と、交通ルールを軽視した、**安全意識の希薄な運転**が半数以上を占めており、中には信号無視(3件)などの重大な交通規則違反も見られます。自転車で交通違反をすると自動車同様、処罰の対象になることをご存知ですか?





自転車運転中の被害事故

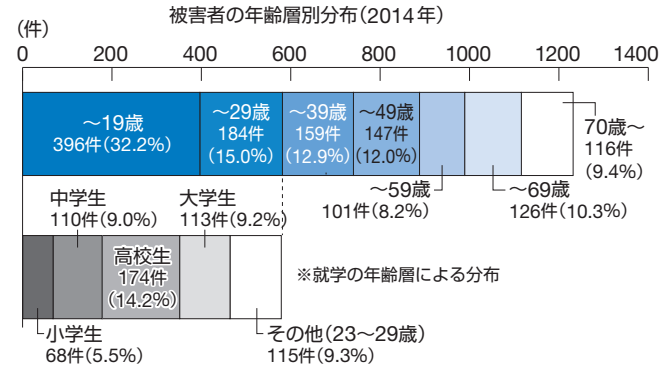
注：交通事故の当事者のうち、過失が軽い者または過失が同程度の場合はケガの程度が軽い者を「第二当事者」という。本リーフレットでは第二当事者事故を「被害事故」と表示する。

現状4 自転車運転中の被害事故のうち、未成年者の事故が32.2%、小中高生に相当する年齢層の事故は全体の28.7%を占める！

2014年中に宮城県内における自転車運転中の被害事故は1,229件で、そのうち未成年者の事故が396件(32.2%)となっています。

また、未成年者の事故を就学状況別にみると、高校生(16～18歳)に相当する年齢層が174件(14.2%)、中学生(13～15歳)に相当する年齢層が110件(9.0%)で、さらに**小中高生に相当する年齢層**で見ると実に**全体の28.7%**を占めています。

このほか、60歳以上の被害事故が242件(2013年は235件)と増加しています。

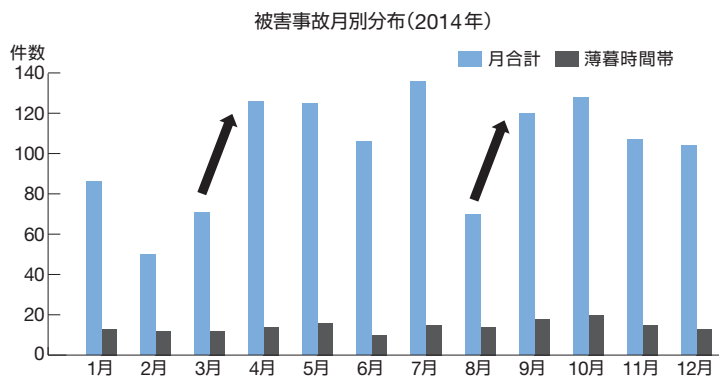
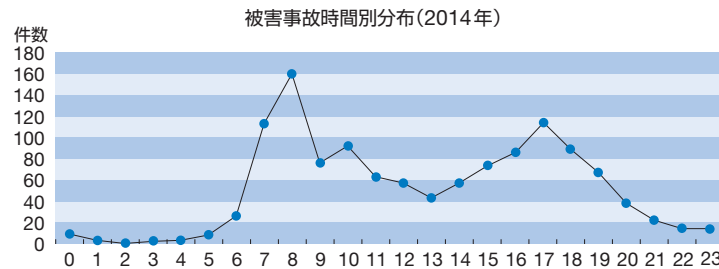


現状5 自転車運転中の被害事故は、4月と9月に急増！時間帯では、登下校時に要注意！！

自転車運転中の被害事故を時間帯別で見ると、7～9時台で全体の28.4%、16～18時台で全体の23.5%が発生しており、**自転車事故の半数以上が登校・出勤時および下校・帰宅時に発生**しています。特に登校時・出勤時の時間帯は、時間に余裕がなく急いでいることに原因の一端がうかがえることから、交通事故の防止には、**余裕を持った登校・出勤**が重要となります。

また、月別で見ると、**4月と9月に発生件数が急増**しており、新入学の時期や夏休み明けの新学期の時期などには特に注意が必要です。

なお、薄暮(日の出・日の入前後1時間)の時間帯の事故にも注意が必要です。特に9～10月に薄暮の時間帯の事故が多く見られます。反射材などの利用により、自身の存在を示すことも必要です。



現状6 自転車運転中の被害事故の44.0%が何らかの交通違反を！

自転車運転中の被害事故(1,229件)のうち、被害者の44.0%(541件)が何らかの交通違反を犯しており、加害者側だけでなく**被害者側にも交通ルールを守る意識**が必要です。

被害者の違反類型(2014年)

動静不注視	安全不確認	その他	違反なし
186件(15.1%)	160件(13.0%)	195件(15.9%)	688件(56.0%)

「事故を起こさない」ための自転車の安全な乗り方とルール

1 自転車は車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

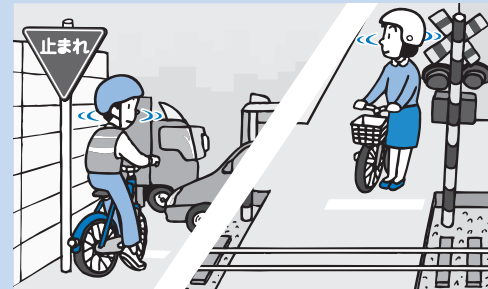


4 ヘルメットを着用



5 安全ルールを守る

- 一時停止と安全確認をしっかりと行う。



【ご参考】路側帯通行に関する規定の整備

平成25年12月1日施行の改正道路交通法により、**自転車が通行できる路側帯は、道路の左側に設けられた路側帯に限定されています。**路側帯の右側を通行した場合は、通行区分違反として、3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金が科せられる可能性がありますので、注意が必要です。

このほか以下のルールも守りましょう。

- 道路は並んで走らない。
- 二人乗りはしない。
- 飲酒運転はしない。
- 夜間は必ずライトを点灯する。
- 信号を正しく守る。

自転車運転者講習制度

3年以内に2回以上危険行為で検挙された14歳以上の人が対象

道路交通法の改正により、平成27年6月1日から、信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為(危険行為)を繰り返す自転車運転者に、安全講習の受講が義務づけられました。

受講命令に従わない場合：5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる危険行為(14類型)

信号無視/通行禁止違反/歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)/通行区分違反/路側帯通行時の歩行者の通行妨害/遮断踏切入り/交差点安全進行義務違反等/交差点優先車妨害等/環状交差点安全進行義務違反等/指定場所一時不停止等/歩道通行時の通行方法違反/制動装置(ブレーキ)不良自転車運転/酒酔い運転/安全運転義務違反